

自然災害発生時における業務継続計画 (BCP)

法人名	株式会社柳竹
事業所名	訪問看護ステーション まる
管理者名	石原 絵美
住所	〒371-0851 群馬県前橋市総社町植野 110 番地 4
電話	027-289-0988

1. 総論

1) 基本方針

訪問看護ステーション または、災害の発生に際して、次の目的を達成及び維持するものとする。

- 自社の被害を最小限にとどめ、速やかに復旧する。
- 事業所職員及び家族の命と安全を第一に守る。
- 担当している利用者の安否確認、安全確保に尽力する。
- 地域の医療・福祉サービスの一つとして、その状況に対して適切に事業を継続する。

2) 推進体制

事業継続の推進組織のメンバーは以下のとおりとする。

主な役割	役職	氏名	備考
責任者	代表取締役	石川 奈保	
リーダー	管理者	石原 絵美	
看護ケア担当	管理者	石原 絵美	
リハビリケア担当		中澤 勇人	

3) リスクの把握

(1) ハザードマップや地域防災計画の確認(巻末添付:前橋市ハザードマップ)

(2) 被災想定(巻末添付:前橋市総合防災マップ)

【前橋南部地域の被災想定】

災害種類

*大雨等による河川の増水、氾濫によって洪水・浸水害のリスクあり

事業所所在地は家屋倒壊等氾濫想定区域には非該当

*地震による建物倒壊、ライフライン停止(深谷断層帯地震による断水被害は市内の約53%想定)

*洪水・浸水・地震発生に伴う交通被害

幹線道路は、緊急車両以外通行止め

建物の倒壊のため、自転車や歩行での移動が困難になる可能性あり

	状況	影響のある事項
電力	停電	電気機器の使用停止 PC等の充電不能 固定電話が使用不可
水道	不通	飲料水、生活用水の使用不可
通信電波	不通	インターネットや電話の使用不可
食糧	不足	徒歩圏内にコンビニやスーパーがないため確保困難

【自事業所で想定される影響】									
	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力	自家発電を使用		復旧						
飲料水 生活用水	備蓄を使用		再調達						
通信電波	代替品を使用		通信機器の復旧・再調達						
食糧	備蓄を使用		再調達						

4) 優先業務の選定

<p>【優先業務】</p> <p>担当利用者の安否確認を含む訪問業務</p> <p>【訪問看護業務再開の判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 通常の移動手段か代替策の移動手段が確保できているか ● 利用者宅までの経路や利用者の居住地域における被災状況や安全が確認できているか ● 訪問看護業務につける職員数は確保できているか ● 利用者の訪問看護の重要度は高いか ● 利用者に対して、訪問看護以外で支援可能な手段はあるか(家族等) <p>【目標復旧時間】</p> <p>可能な限り、訪問看護が必要な利用者に 24 時間以内にサービスを提供する。</p>

5) 災害情報の把握

災害情報収集先	URL など	
厚生労働省ホームページ	https://www.mhlw.go.jp/index.html	
群馬県ホームページ	https://www.pref.gunma.jp/	
前橋市ホームページ (前橋市災害関連情報は 巻末添付資料参照)	https://www.city.maebashi.gunma.jp/index.html	

高崎市ホームページ	https://www.city.takasaki.gunma.jp/	
渋川市ホームページ	https://www.city.shibukawa.lg.jp/index.html	
吉岡町ホームページ	https://www.town.yoshioka.gunma.jp/	
榛東村ホームページ	https://www.vill.shinto.gunma.jp/index.html	
日本訪問看護財団	https://www.jvnf.or.jp/	

6) 研修・訓練の実施、BCP の検証・見直し

(1) 研修・訓練の実施

【BCP 内容周知研修】

目的: 職員への BCP 周知徹底

実施月: 毎年 4 月

方法: カンファレンスにて、BCP 内容の読み合わせ、意見交換を行う。

【職員安否確認訓練・初期対応訓練】

目的: 災害時に速やかに職員の安否確認、被災状況の確認ができる。

実施月: 毎年 9 月

方法: 震度 5 強以上(前橋市指定避難所開設)の地震を想定し安否確認を実施する。建物、通信機器等の被災状況の確認も分担して行う。

【災害時図上訓練】

目的: 自事業所周辺地域のハザードマップを確認する。

方法: 職員同士でハザードマップを確認し、危険箇所や避難経路情報を日頃から共有する。ハザードマップは、いつでも閲覧できるよう事業所内に備えておく。

(2) BCP の検証・見直し

1 年に 1 回は見直しを行う。毎年 12 月に職員研修会の一環として、現行の BCP について検討する。

2. 平常時の対応

1) 人的資源

(1) 指示命令系統の明確化

被災直後より、法人の代表者が責任者として判断を行う。

代表者が不在の場合は、ステーションの管理者が責任者として行動する。

担当利用者に関する指示命令は、看護・リハビリそれぞれのケア担当者が中心となり行う。

(2) 事業所内外での避難場所・避難方法(災害別)

	地震	風水害
第1避難場所	ステーション	ステーション
第2避難場所	勝山小学校(指定避難所)	勝山小学校(指定避難所)

(3)職員に関して生じる問題の想定

状況	影響のある事項
被災時の勤務状況(事業所勤務、訪問中、移動中、直行直帰、休み)が職員ごとに異なる場合	対応が異なる可能性 勤務継続や出勤が困難となる可能性
職員の通勤手段、連絡手段が断絶した場合	出勤困難となる可能性
職員本人や家族が要配慮者・未就学者である場合	出勤困難となる可能性
職員の居住地が被災した場合	出勤困難となる可能性

(4)緊急連絡(安否確認)の方法

<p>【安否確認の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 通常使用している社内 SNS を使用する。 ● 通信困難な場合は、電話で連絡する。 ● 職員の緊急連絡先は、紙媒体でも保管し、通信環境不良時も確認できるようにする。 <p>【安否確認は以下の場合に実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地震震度 5 強以上 ● 特別警報が出された場合 ● 移動手段が断絶した場合 ● 責任者が必要と判断した場合 ● 安否報告する者が必要と判断した場合

(5)職員の参集基準

<ul style="list-style-type: none"> ● 責任者、管理者、オンコール当番は、震度5強以上の場合に参集する。 ● 事業所から徒歩圏に居住する職員は参集する。 ● 居住地等に警報(交通網の寸断等)が出るなど安全確保が難しい場合、家族等の安全を優先させる必要がある場合(要配慮者や養育が必要な児がいる等)は、参集は不要。
--

(6)職員のシフト調整で生じる問題の想定と対応策

① 出勤可能者の割合の想定

	出勤可能割合	備考
1日時点	職員 6 人のうち 3 人出勤可能予定 5 割	看護職員 1 人
3日時点	職員 6 人のうち 5 人出勤可能予定 8 割	看護職員 3 人
7日時点	職員 6 人のうち 6 人出勤可能予定 10 割	看護職員 4 人

② シフト調整の原則

<ul style="list-style-type: none"> ● 長時間勤務、連日勤務の職員は都度確認し、配慮する。 ● 人員確保が必要な場合は、関係団体や近隣事業所へ看護職員の応援依頼を検討する。

(7) 労務管理で生じる問題の想定と対応策

状況	対応策
事業所命令で出勤できない場合の給与保障の内容	休業手当の対象とする。
事業所の人員基準が満たせなくなった場合	前橋市介護保険課指導係へ相談する。

(8) 労働災害で生じる問題の想定と対応策

<ul style="list-style-type: none"> ● 天災事変その他やむを得ない事情がある場合: 解雇の対応 ● 災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合: 労働基準法 33 条 1 項の規定に基づき、所定労働時間外や休日労働を命じる対応
--

2) 物的資源: 建物・移動手段・通信機器・備蓄

(1) 建物・設備の安全対策

① 事業所・設備の耐震措置

場所	対応策	備考
建物	柱、扉、壁、窓等の補強	
複合機	耐震用固定部品の採用	
キャスター付の備品	常時ロックをかける	
消火器等の設備点検	年に 1 回確認	

② 風水害対策

対象	対応策	備考
浸水による危険性の確認	概ね月に 1 回は責任者が点検を実施 必要時に業者に依頼	
窓ガラスの飛散防止	大雨・暴風想定時は雨戸をしめる	
屋外照明の確認	大雨・暴風想定時は補強もしくは撤去	

(2) 電気が止まった場合の対策

① 代替策

乾電池、充電器の準備、自動車バッテリーの使用

② 稼働させるべき設備

稼働させるべき設備	代替策
スマホ、タブレット	モバイルバッテリーを使用

(3)水道が止まった場合の対策

① 飲料水

職員数 6 人(1 人あたり 4L/3 日分) 24L(2L ペットボトル 12 本を備蓄)

② 生活用水

ポリタンク 10L を 2 つ準備

(4)移動手段が使用できなくなった場合の対策

- 社用車、自家用車ともに使用できなくなった場合は、自転車や公共交通機関の使用を認める。
(公共交通機関の場合は、使用後に経費精算申請を行う)。
- 自転車は、定期的に点検整備し、常に使用できる状態にしておく。
- 職員の安全が守られ、職員の自宅から利用者宅への訪問が可能な場合は、直行直帰を認める。

(5)通信が麻痺した場合の対策

- 00000JAPAN を活用する。
- 指定避難所(勝山小学校:徒歩 10 秒)の支援を受ける。

(6)システムが停止した場合の対策

- PC データは定期的にバックアップを取っておく。
- ハードディスクや重要書類等、持ち出す必要があるものを決め、分かりやすく整理しておく。
- 利用者情報、会計情報、勤怠情報等、クラウドサービスを併用する。

(7)必要品の備蓄

【生活備蓄】

品名	保管場所	メンテナンス担当
飲料水	建物内倉庫	責任者
ポリタンク	建物内倉庫	責任者
災害トイレ	建物内倉庫	責任者
食糧	建物内倉庫	責任者
懐中電灯、ランタン	建物内倉庫	責任者
軍手	建物内倉庫	責任者
ヘルメット	建物内倉庫	責任者
携帯用ガスコンロ、ガスボンベ	建物内倉庫	責任者
寝袋	建物内倉庫	責任者

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	保管場所	メンテナンス担当
使い捨て手袋	事務所備品棚	管理者
マスク	事務所備品棚	管理者
ガウン	事務所備品棚	管理者
エプロン	事務所備品棚	管理者
手指消毒液	事務所備品棚	管理者
ガーゼ	事務所備品棚	管理者
テープ	事務所備品棚	管理者
ワセリン	事務所備品棚	管理者

(8)業者連絡先一覧

業者名	連絡先	業務内容
東京電力	0120-995-113	
前橋水道局	027-898-3300	
損害保険ジャパン	028-612-6020(代理店)	設備・什器保険
リコージャパン	027-251-1191	リコーひかり・複合機
TKC	03-3235-5511	会計システム
カイポケ	0120-560-029	

3)情報資源

(1)職員の連絡先一覧の作成

従業員ファイルにて保管。

(2)利用者の連絡先一覧の作成

カイポケ(クラウド)にて管理。

4)利用者(BCPの視点からみると顧客)

(1)利用者に関して生じる問題の想定と対応策

状況	対応策
利用者の安否確認ができない可能性 安否確認方法が煩雑になる可能性 サービス関係者が重複して行う可能性	事前に利用者ごとに取り決めをしておく。
利用者が自力で生活する必要がある	自立して生活できる仕組みの調整、近隣の地域住民等への協力依頼、福祉避難所などへの入所の可能性を検討する。
利用者に平常時と同様に訪問ができなくなる可能性	契約時や契約書において、事前に説明しておく。
時間経過により、利用者の所在が変化する可能性	経時的に利用者の把握をする。
利用者の減少の可能性	新規利用者を獲得する。
事業所の人員基準が満たせなくなる可能性	前橋市介護保険課指導係へ相談する。

(2)利用者の安否確認方法の検討、生活し続けられる状況の構築・個別支援計画の作成

<p>個々の方法を管理者及び訪問担当者で検討し、カイボケ等を活用し職員で共有する。 個々の方法については、以下も参考にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3日以上自立して生活できる仕組みを調整する(食事・内服・医療ケア資材など)。 ・人工呼吸器を装着している利用者等は、個別支援計画を作成する。 ・福祉避難所への入所の可能性も視野に入れ、予め開設者等の情報を収集しておく。

(3)災害時の訪問看護サービスの取り扱いに関する契約時の説明(書面より抜粋)

<p>【契約書 第7条(サービスの中止、変更、追加)】</p> <p>4)利用者の居住区域において、訪問できない何らかの災害が発生した場合は、予定されている訪問を急遽、取りやめる場合があります。その場合、連絡手段が確保できた時点で速やかに連絡をいれます。</p> <p>【重要事項説明書】</p> <p>13.業務継続計画の策定等について</p> <p>(1)感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って、必要な措置を講じます。</p> <p>(2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。</p> <p>(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。</p>

(4)被災後の新規利用者の獲得のための対応策

【新規利用者受け入れの判断基準】

自事業所の職員の安全が確保できた上で、検討する。

勤務可能な職員数より訪問サービス数が減少した場合や、サービス提供による収入が1月あたりの支出を下回る場合は、受け入れの判断を行う。

【新規利用者受け入れ元】

- ケアマネジャーや診療所、病院地域連携室への連絡

3. 緊急時～復旧における事業継続にむけた対応

1)体制

(1)BCP 発動基準

緊急時体制は、事業所所在地周辺において、下記災害の程度による被災状況、社会的混乱などを総合的に勘案し、責任者が必要と判断した場合、BCP を発動し、対策本部を設置する。

【地震】 震度5強以上(指定避難所開設)が発生したとき

【風水害】 大雨、洪水警報が発表されたとき

【その他】 職員の出勤状況や移動手段の断絶状況を勘案して、責任者が必要と認めた場合

(2)緊急時体制の決定

責任者	代替者①	代替者②
代表取締役 石川奈保	管理者 石原絵美	リハビリケア担当者 中澤勇人

(3)災害時対応体制

主な役割	部署・役職	氏名	補足
災害時対応本部	責任者 (代表取締役)	石川 奈保	災害対応全般について一切の指揮を行う。 行政や職能団体等との連絡、情報収集を行う。
利用者情報確認・ 物資調達チーム	リーダー (管理者)	石原 絵美	担当する利用者の安否確認や訪問可否の判断 等を行う。必要物資の調達は、看護・リハビリ職員 で分担して行う。

(4)対応拠点

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
訪問看護ステーション まる	指定避難所:勝山小学校	

(5)重要業務の継続

- ① 自事業所の職員の命を守る行動が最重要業務
- ② 被災後 6 時間以内に、事業運営体制が安全に機能するか確認
- ③ 被災後 24 時間以内に、利用者の安否確認 利用者の訪問優先順位の決定
- ④ 被災後 72 時間以内に、安否確認をはじめとする訪問看護業務の再開(訪問・電話確認・連絡調整・記録等)

	発災直後	6 時間	発災後 1 日	発災後 3 日	発災後 7 日	発災後 1 か月
職員出勤率	3 割	3 割	5 割	8 割	10 割	10 割
ライフライン	停電・断水	停電・断水	停電・断水	復旧		
業務基準	職員の安全確保が最優先業務	被災状況の把握				
職員安否確認	安否確認					
被災状況の情報収集		被災状況の情報収集				
利用者安否確認			生命にかかわる状態(人工呼吸器等)の利用者や独居で連絡が取れない利用者を優先的に実施			
訪問の再開				必要な訪問のみ再開		新規利用者の対応検討